第十条中「、第百二十二条の三第一項並びに第百二十三条第三項及び第四項の規定による交付金」を「並びに第百二十三条第三項及び第四項の規定による交付金の総額、法第百二十二条の三第一項の規定による交付金の額のうち介護保険事業に要する費用の額に充てるべきものとして厚生労働省令で定めるところにより算定した額」に改める。

**附　則**

この政令は、令和二年四月一日から施行する。

厚生労働大臣　加藤　勝信
内閣総理大臣　安倍　晋三

---

特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和二年三月三十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

**政令第九十九号**

特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成十六年法律第百六十六号）第五条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行令（平成十七年政令第五十六号）の一部を次のように改正する。

第一条の二中「平成三十一年四月」を「令和二年四月」に、「四万千七百二十円」を「四万千九百六十円」に、「五万二千百五十円」を「五万二千四百五十円」に改める。

**附　則**

（施行期日）

1　この政令は、令和二年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　令和二年三月以前の月分の特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の額については、なお従前の例による。

厚生労働大臣　加藤　勝信
内閣総理大臣　安倍　晋三

---

国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和二年三月三十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

**政令第百号**

国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第七十五条の七第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和三十四年政令第四十一号）の一部を次のように改正する。

第九条第二項第二号ニ中「部分」の下に「及び被保険者の健康の保持増進に係る事業に要する費用に応じて交付される部分」を加える。

第十三条第三号中「に限る。）の額の合算額」を「（当該市町村に被保険者の健康の保持増進に係る事業に要する費用に応じて割り当てられる部分を除く。）に限る。）の額の合算額」に改める。

附則第十三条及び第十四条中「平成三十六年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改める。

附則第十六条及び第十八条中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第十九条中「平成三十二年度」を「令和二年度」に、「平成三十五年度」を「令和五年度」に改める。

附則第二十一条第一項中「平成三十六年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改める。

**附　則**

（施行期日）

1　この政令は、令和二年四月一日から施行する。

（持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令の一部改正）

2　持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成二十九年政令第二百五十八号）の一部を次のように改正する。

附則第三条の見出し中「平成三十三年度」を「令和三年度」に改め、同条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改め、同条第三項中「平成三十二年度」を「令和二年度」に改め、同条第四項中「平成三十三年度」を「令和三年度」に改め、同項第二号中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

厚生労働大臣　加藤　勝信
内閣総理大臣　安倍　晋三

---

国民年金法施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和二年三月三十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

**政令第百一号**

国民年金法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第二十七条の四第四項、第二十七条の五第四項、第八十七条第六項、第九十四条第三項及び附則第九条の三の二第八項、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第四十三条の四第六項及び第四十三条の五第六項（これらの規定を同法附則第十七条の四第十項において準用する場合を含む。）、厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律（平成二十一年法律第三十七号）第二条及び第三条（これらの規定を同法附則第二条第一項において読み替えて準用する場合を含む。）並びに関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。